

重 要 事 項 説 明 書

(居宅介護・重度訪問介護・同行援護サービス)

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 <small>かふくしほうじん</small> 華陽会
法人所在地	〒455-0863 名古屋市港区新茶屋一丁目 1701 番地
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 岩田 竜司
電話番号	052-303-0152 (代表)

2 ご利用事業所

施設の名称	訪問介護ステーション南陽 (指定事業者番号 2311200576)
施設の所在地	〒455-0863 名古屋市港区新茶屋一丁目 1206 番地の 1
管理者名	板倉 雅夫
電話番号	052-303-1734 (代表)
ファクシミリ番号	052-303-3323

3 ご利用事業所であわせて実施する事業 (併設施設含む)

事業の種類		愛知県知事の事業者指定		利用定数	名古屋市基準 該当サービス	
		指定年月日	指定番号			
施設	特別養護老人ホーム	平成 12 年 04 月 01 日	2371100153	80 人	該当・非該当	
居宅	通所介護	通常規模 I	平成 12 年 03 月 28 日	2371100351	35 人	
		介護予防	平成 18 年 04 月 01 日			
	短期入所	併設事業	平成 12 年 03 月 28 日	2371100153	20 人	
		介護予防	平成 18 年 04 月 01 日			
		空床利用	平成 13 年 06 月 18 日			
	居宅介護 支援事業所	要介護者	平成 17 年 11 月 01 日	2371100930	107 人	
		介護予防	平成 18 年 04 月 01 日			
	訪問介護	要介護者	平成 24 年 07 月 01 日 (名古屋市長の事業者指定)	2371101656	100 人	
		介護予防				
		居宅介護	平成 25 年 08 月 01 日 (名古屋市長の事業者指定)	2311200576		
		重度訪問介護				
地域密着型 施設	訪問看護	同行援護	令和 3 年 5 月 1 日 (名古屋市長の事業者指定)			
	訪問看護			2391100381	該当・非該当	
	住宅型有料	有料老人ホーム				
	ケアハウス					
	小規模特別養護老人ホーム		平成 23 年 04 月 01 日 (名古屋市長の事業者指定)	2391100084	29 人	
	介護付有料老人ホーム		平成 23 年 04 月 01 日 (名古屋市長の事業者指定)	2391100076	29 人	

4 事業の目的と運営の方針

(事業の目的)

社会福祉法人華陽会が開設する訪問介護ステーション南陽（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）に規定する居宅介護、重度訪問介護、同行援護（以下「居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が支給決定を受けた利用者及び障害児（以下「利用者等」という。）に対し、適正な居宅介護等を提供することを目的とします。

(運営の方針)

事業所の従業者は、利用者等が居宅において日常生活を営むことができるよう、その利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、行動する際に生ずる危険を回避するために必要な援護並びに外出時における移動の介護その他生活全般にわたる援助を行います。

事業所の従業者は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立ってサービスの提供を行います。

事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

第三者による評価を実施し、常に適正なサービスが受けられるよう努めています。

5 事業実施地域

通常の事業の実施地域	名古屋市港区、名古屋市中川区、弥富市、海部郡飛島村、海部郡蟹江町
------------	----------------------------------

6 営業時間

営業日	月曜日～日曜日 ※ただし、次の場合は休業いたします。 ① 天災等により移動が困難な場合や特別な理由が生じた場合 ② 12月31日～1月3日
営業時間	8:00～18:00

7 職員体制

従業者の職種	員数	区分				常勤換算後の人員	保有資格		
		常勤		非常勤					
		専従	兼務	専従	兼務				
管理者	1		1			1			
サービス提供責任者	3	2	1			3	介護福祉士		
訪問介護員	10			10		7.3	介護福祉士 初任者研修 ホームヘルパー2級		

8 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）常勤で勤務	月9休
サービス提供責任者	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）常勤で勤務	月9休
訪問介護員	勤務時間帯（8:00～18:00）非常勤 10名	勤務表に準じる

9 サービスの主たる対象者について

居宅介護	身体障害者・知的障害者・障害児・精神障碍者・難病等障害者
重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・障害児・精神障碍者・難病等障害者
同行援護	視力障害者、視野障害者、夜盲などによる移動障害者

10 訪問介護サービスの概要

(1) 法定給付サービス

サービス区分と種類		サービスの内容
居宅介護計画等の作成		利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた居宅介護計画等を作成し、必要に応じて見直しを行います。
居宅介護	身体介護	食事介助 食事の介助を行います。
	排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換を行います。
	入浴介助・清拭	衣服着脱、入浴の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	その他	褥瘡（床ずれ）防止等のために体位変換や洗顔、歯磨き等の日常生活を営むために必要な身体介護を行います。
	家事援助	調理 利用者の食事の用意を行います。
		洗濯 利用者の衣類等の洗濯を行います。
		掃除 利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
		その他 利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。 預貯金の引き出し、預け入れは行いません。
通院等介助		通院等又は官公署並びに相談支援事業所への移動（公的手続き又は障害福祉サービスの利用に関わる相談の為に利用する場合に限る）の為の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行います。
重度訪問介護		重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方又は、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有し常時介護を必要とするかたで、居宅において入浴・排せつ・食事等の介護サービスや調理・洗濯・掃除等の家事援助、他の生活全般にわたる見守り等の支援を行います。
同行援護		外出時における移動時や外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含みます。） 外出時における移動時や外出先において必要な移動の援護 外出時における排泄・食事等の介護のほか外出する際に必要となる援助
その他生活等に関する相談や助言を行います。		

(2) 法定給付外サービス

通常の事業の実施地域を超えた地点から居宅までの交通費	通常の事業の実施地域内にお住まいの方は無料です。それ以外にお住まいの方は、通常の事業の実施地域を超えた地点から居宅までの往復にかかる交通費をご負担いただきます。
----------------------------	--

11 利用料等

(1) 法定給付サービス

区分	利 用 料
法定代理受領の場合	居宅介護・重度訪問介護・同行援護にかかる介護報酬額の1割相当額 (各種加算がある場合は、加算後の額の1割相当額) *個別減免が適用される場合には減免後の金額となります。
法定代理受領でない場合	居宅介護・重度訪問介護・同行援護にかかる介護報酬額 (各種加算がある場合は、加算後の額)

(2) 交通費

移動手段	ご負担いただく交通費	
公共交通機関	実費	*通常の事業の実施地域内にお住まいの方は無料です。通常の事業の実施地域を超えた地点から居宅までの交通費をご負担いただきます。従業者によって移動手段が異なる場合があります。同行援護で同乗の場合、燃料として燃料費（自費）を請求させて頂きます。
自動車等	1キロあたり15円	

(3) キャンセル料

区分	キャンセル料金
サービス利用日の前営業日の17時までのご連絡	無料
サービス利用日の前営業日の17時以降のご連絡	体調不良などやむを得ない場合以外の自己都合の場合、一律1000円

12 ご利用にあたっての留意事項

当事業所では、金銭授受の取り扱いを以下のようにさせていただきます。ご不明な点がございましたら直ちに当事業所までご連絡下さい。

- (1) サービス提供上必要な場合を除きまして、お客様の現金をお預かりすることはできかねますのでご了承ください。
本サービスにおける買い物代行サービス等を行うにあたって、小額の現金をお預かりするケースはございますが、その際には、お客様またはそのご家族等にその場で必ず金額等に関するご確認・ご了承をいただきます。
- (2) お客様の預金通帳・キャッシュカード・健康保険証・印鑑・その他有価証券等をお預かりすることはできかねますのでご了承ください。
- (3) お客様の預金通帳・キャッシュカード・健康保険証・印鑑・その他有価証券等が保管されている場所はお聞きいたしません。
- (4) サービス提供のためにお客様の居宅において使用する水道、電気、ガス、電話等の費用はお客様の負担になります。
- (5) 訪問予定時間は、遅れることのないように注意しておりますが、公共交通機関の事故等、やむを得ない事情により前後する場合があります。その場合は、必ず電話にてご連絡致します。

13 苦情申し立て先

当施設のご利用者相談窓口	窓口相談者	サービス提供責任者
	ご利用時間	月曜日～金曜日 8:30～17:30 (12月31日～1月3日を除く)
ご利用方法		電話 052-303-1734 (代表) FAX052-303-3323
苦情箱		
1階事務所前		
苦情申し立て先について		
障害者総合支援法令に従い、市町村等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。		
① 名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課 分室 電話 052(238)0567 FAX: 052-238-0578 住所：名古屋市中区栄三丁目18番1号ナディアパークビジネスセンタービル10階 受付時間：8:45～17:30		
② 愛知県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会 電話：052-212-5515 FAX: 052-212-5514 住所：名古屋市東区白壁一丁目50番地		
③ 社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会 福祉サービス苦情相談センター 電話：052-910-7976 FAX: 052-910-7977		

14 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

1. 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
2. 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
3. 事業所は、利用者の希望や必要に応じて成年後見制度の利用を支援する。
4. 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

15 緊急時等における対応

従業者は、居宅介護等の提供を行っているときに、利用者等に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者へ報告しなければならない。

16 事故発生時における対応

事業所は、利用者等に対する居宅介護等サービスの提供にあたって、万が一事故が発生し、利用者等の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合をのぞき、法令等に照会して速やかに利用者等に対して損害を賠償します。ただし、利用者等または利用者等の家族に重大な過失がある場合は、損害賠償の額を減することができます。

事業所は、万が一の事故の発生に備えて、あいおい損害保険株式会社の損害賠償責任保険に加入しています。

利用者等の故意または重過失により、乙の事業所または備品に通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要となる損害を与えた場合には、その費用は利用者等が負担します

(付記) この重要事項説明書は、平成25年08月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、平成26年04月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、平成27年04月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、平成27年11月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、平成28年04月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、平成30年04月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、平成30年10月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、平成31年04月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、令和01年06月21日より、適用されます。
この重要事項説明書は、令和01年12月12日より、適用されます。
この重要事項説明書は、令和03年05月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、令和06年04月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、令和07年04月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、令和07年10月01日より、適用されます。

**訪問介護事業 訪問介護ステーション南陽
利用サービス 一覧表**

1 本サービスにおける基本料金ならびに加算及びその該当条件は次のとおりです。(非課税となります) なお、次表は介護保険法で定める通常時間帯(午前8時00分から午後6時00分)の場合です。次表の(a)は、障害者総合支援法で定める本サービスの基本単位です。基本単位(a)に、当事業所の該当条件(b)および(c)を乗じ、当事業所の地域単価10.99円を乗じた金額から9割を引いた金額がお客様負担金となります。

【居宅介護】

		(a)	(b)	(c)	お客様負担金
		基本単位	特定事業所加算	処遇改善加算Ⅲ	
居宅における身体介護	30分未満	256単位	34.7%		378円
	30分以上1時間未満	404単位			598円
	1時間以上1時間30分未満	587単位			868円
	1時間30分以上2時間未満	669単位			990円
	2時間以上2時間30分未満	754単位			1116円
	2時間30分以上3時間未満	837単位			1239円
	3時間以上921単位に30分増す毎に	83単位追加			122円
通院等介助 身体介護を伴う場合	30分未満	256単位	34.7%		378円
	30分以上1時間未満	404単位			598円
	1時間以上1時間30分未満	587単位			868円
	1時間30分以上2時間未満	669単位			990円
	2時間以上2時間30分未満	754単位			1116円
	2時間30分以上3時間未満	837単位			1239円
	3時間以上921単位に30分増す毎に	83単位追加			122円
家事援助	30分未満	106単位			156円
	30分以上45分未満	153単位			226円
	45分以上1時間未満	197単位			291円
	1時間以上1時間15分未満	239単位			353円
	1時間15分以上1時間30分未満	275単位			407円
	1時間30分以上 345単位に15分を増す毎に	35単位追加			51円
通院等介助 身体介護を伴わない場合	30分未満	106単位			156円
	30分以上1時間未満	197単位			291円
	1時間以上1時間30分未満	275単位			407円
	1時間30分以上 345単位に30分を増す毎に	69単位追			102円
初回加算		200単位／月			296円

【重度訪問介護】

	(a)	(b)	(c)	お客様 負担金
	基本単位	特定事業所 加算	待遇改善 加算Ⅲ	
1 時間未満	186 単位	非該当	27.3%	260 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	277 単位			387 円
1 時間 30 分以上 2 時間未満	369 単位			516 円
2 時間以上 2 時間 30 分未満	461 単位			644 円
2 時間 30 分以上 3 時間未満	553 単位			773 円
3 時間以上 3 時間 30 分未満	644 単位			900 円
3 時間 30 分以上 4 時間未満	736 単位			1029 円
4 時間以上 8 時間未満 821 単位に 30 分を増す毎に	85 単位追加			118 円
8 時間以上 12 時間未満 1,505 単位に 30 分を増す毎に	85 単位追加			118 円
12 時間以上 16 時間未満 2,184 単位に 30 分を増す毎に	81 単位追加			113 円
16 時間以上 20 時間未満 2,834 単位に 30 分を増す毎に	86 単位追加			120 円
20 時間以上 24 時間未満 3,520 単位に 30 分を増す毎に	80 単位追加			111 円
移動介護 加算	1 時間未満	100 単位を加算		139 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	125 単位を加算		174 円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	150 単位を加算		209 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	175 単位を加算		244 円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	200 単位を加算		279 円
	3 時間以上	250 単位を加算		349 円
初回加算	200 単位／月			279 円

【同行援護】

	(a)	(b)	(c)	お客様 負担金
	基本単位数	特定事業所 加算	待遇改善 加算Ⅲ	
30 分未満	191 単位	非該当	34.7%	282 円
30 分以上 1 時間未満	302 单位			447 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	436 单位			645 円
1 時間 30 分以上 2 時間未満	501 单位			741 円
2 時間以上 2 時間 30 分未満	556 单位			823 円
2 時間 30 分以上 3 時間未満	632 单位			935 円
3 時間以上	697 单位			1031 円
30 分を増すごとに	+66 单位			97 円
初回加算	200 单位／月			296 円

- (1) 当事業所の該当条件（特定事業所加算、介護職員処遇改善加算等）については、厚生労働省が定める基準に適合している場合に基本単位に加算されます。
- (2) 通常時間帯以外の時間帯にサービスを提供する際は、上記基本料金以外に、次のとおり割り増しされます。

サービス提供時間帯	加算率
早朝（午前 06 時 00 分～午前 08 時 00 分）	25%
夜間（午後 06 時 00 分～午後 10 時 00 分）	25%
深夜（午後 10 時 00 分～午前 06 時 00 分）	50%

- (3) 上記の基本料金は、実際にサービスの提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画に定められた本サービスの提供に要する目安の時間を基準とします。
- (4) 2 名の訪問介護員によりサービスを提供する必要があると判断される場合には、お客様の同意を得た上で通常の利用料金の 2 倍の料金をいただきます。
- (5) 初回加算については、新規に訪問介護計画を作成したお客様に対して、初回もしくは初回の属する月の本サービス提供に関して、サービス提供責任者もしくはサービス提供責任者同行のもとサービス提供を行った場合に加算します。
- (6) 緊急時訪問介護加算については、お客様またはそのご家族等からの要請に基づき、当事業所のサービス提供責任者が指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し、当該介護支援専門員が必要と認めた場合に、当事業所のサービス提供責任者または訪問介護員等がお客様の居宅サービス計画において計画的に訪問することになっていない本サービスを緊急に行った場合に加算します。

2 居宅サービス計画に位置付けられている法定給付サービスの利用料金については、法定代理受領の場合、上記、「訪問介護事業 訪問介護ステーション南陽 利用サービス一覧表」に示す金額をお支払いいただきます。ただし、支給限度基準額を超えた分に関しましては、全額自己負担となります。

3 当事業所は、緊急時に計画外のサービス提供をする場合があり、そのサービスが介護保険外のサービスにあたる時には、お客様より別途料金をいただくことがあります。

訪問介護ステーション南陽は、重要事項説明書に基づいて、訪問介護（居宅介護・重度訪問介護・同行援護）のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

本書交付を証するため、本書を2通作成し、訪問介護ステーション南陽、お客様（またはその代理人）は、記名捺印の上、各1通を保管するものとします。

令和 年 月 日

事業所 所在地 名古屋市港区新茶屋一丁目1206番地1
事業者名 社会福祉法人 華陽会
当事業所 訪問介護ステーション南陽

説明者氏名 _____ 印

私は、重要事項説明書に基づいて、訪問介護（居宅介護・重度訪問介護・同行援護）のサービス内容及び重要事項の説明を受け、その説明を受けた内容について同意のうえ、交付を受けました。

令和 年 月 日

お客様 住所 名古屋市港区泰明2-13 新泰明荘2-406

氏名 _____ 印

代理人（お客様との続柄： 義娘 ）

住所 名古屋市港区明正2-292

氏名 _____ 印

重 要 事 項 説 明 書

(生活応援サービス)

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 <small>かようかい</small> 華陽会
法人所在地	〒455-0863 名古屋市港区新茶屋一丁目 1701 番地
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 岩田 竜司
電話番号	052-303-0152 (代表)

2 ご利用事業所

施設の名称	訪問介護ステーション南陽
施設の所在地	〒455-0863 名古屋市港区新茶屋一丁目 1206 番地 1
管理者名	板倉 雅夫
電話番号	052-303-1734 (代表)
ファクシミリ番号	052-303-3323

3 ご利用事業所であわせて実施する事業（併設施設含む）

事業の種類			愛知県知事の事業者指定		利用定数	名古屋市基準 該当サービス
			指定年月日	指定番号		
施設	特別養護老人ホーム	平成 12 年 04 月 01 日	2371100153	80 人	該当・非該当	
居宅	通所介護	大規模型 I	平成 12 年 03 月 28 日	2371100351	40 人	該当・非該当
		介護予防	平成 18 年 04 月 01 日			
	短期入所	併設事業	平成 12 年 03 月 28 日	2371100153	20 人	該当・非該当
		介護予防	平成 18 年 04 月 01 日			
		空床利用	平成 13 年 06 月 18 日			
	居宅介護 支援事業所	要介護者	平成 17 年 11 月 01 日	2371100930	199 人	該当・非該当
		介護予防	平成 18 年 04 月 01 日		45 人	
	訪問介護	要介護者	平成 24 年 07 月 01 日 (名古屋市長の事業者指定)	2371101656	120 人	該当・非該当
		介護予防 総合事業	令和 5 年 8 月 1 日 (名古屋市長の事業者指定)	23A1100677		
		居宅介護	平成 25 年 08 月 01 日 (名古屋市長の事業者指定)	2311200576		
		重度訪問介護				
	訪問看護	居宅看護	令和 6 年 4 月 1 日 (名古屋市長の事業者指定)	2361190255		該当・非該当
	看護小規模 多機能		令和 6 年 4 月 1 日 (名古屋市長の事業者指定)	2391100381	29 人	該当・非該当
	住宅型有料	令和 6 年 4 月 1 日			23 人	

ケアハウス				45人	
地域密着型 施設	小規模特別養護老人ホーム	平成23年04月01日 (名古屋市長の事業者指定)	2391100084	29人	該当・非該当
	介護付有料老人ホーム	平成23年04月01日 (名古屋市長の事業者指定)	2391100076	29人	該当・非該当

4 事業の目的と運営の方針

介護保険制度等の制度サービスでは賄えないニーズに直面しておられる利用者に対し、そのニーズを満たすサービスを提供することにより、生活意欲を向上させ、ひいては自立支援につなげることを目的とします。

居宅サービス事業者の責務の一つである、介護サービス・介護予防サービスの提供で賄いきれないサービスの提供により、ゆとりある在宅介護生活が継続できるよう支援します。「生きる意欲」の湧き上がるサービスの提供が、「訪問介護ステーション南陽」の基本運営方針です。

5 事業実施地域

通常の事業の実施地域	名古屋市港区、名古屋市中川区、弥富市、海部郡飛島村、海部郡蟹江町
------------	----------------------------------

6 営業時間

営業日	月曜日～日曜日 ※ただし、次の場合は休業いたします。 ① 天災等により送迎が困難な場合や特別な理由が生じた場合 ② 12月31日～1月3日
営業時間	8:00～18:00

7 職員体制

従業者の職種	員数	区分				常勤 換算後 の人員	保有資格		
		常勤		非常勤					
		専従	兼務	専従	兼務				
管理者	1		1			1人	介護福祉士		
サービス提供責任者	3	2	1			3人	介護福祉士		
訪問介護員	10			10		7.3人	介護福祉士 初任者研修 ホームヘルパー2級		

8 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間帯(8:30～17:30)常勤で勤務	月9休
サービス提供責任者	正規の勤務時間帯(8:30～17:30)常勤で勤務	月9休
訪問介護員	勤務時間帯(8:30～17:30)常勤1名、非常勤12名	勤務表に準じる

9 サービスの概要

サービス区分	内 容
身 体 の 介 護	
入 浴 介 助	入浴の介助を行います。
排 泄 介 助	排泄の介助、オムツ交換を行います。
食 事 介 助	食事の介助を行います。
更 衣 介 助	更衣の介助を行います。
体 位 交 換	体位交換を行います。
清 拭	入浴が困難なお客様を対象として、清潔維持のために身体を拭きます。
外 出 介 助	通院等の外出の介助を行います。
整 容 介 助	見繕いを整える介助を行います。
移 動 ・ 移 乗 介 助	移動や移乗の介助を行います。
起床および就寝介助	起床の介助、就寝の介助を行います。
服 薬 介 助	服薬の介助を行います。
そ の 他	その他、必要な身体の介護を行います。
家 事 の 援 助	
調 理	食事の用意をします。
洗 灌	衣類等の洗濯をします。
掃 除	住居などの掃除をします。
買 い 物	生活必需品の買い物を行います。
ベ ッ ド メ イ ク	寝具の交換、布団干し等を行います。
衣類の整理・被服の補修	衣類の整理や被服の補修を行います。
そ の 他	その他、必要な家事を行います。
相 談 お よ び 助 言 等	
生活、身上または介護等に関する相談および助言を行います。	
その他、必要な相談および助言を行います。	
介 護 保 優 給 付 対 象 以 外 の 目 的 地 へ の 外 出 支 援	
以下の介護保険給付対象外の目的地への外出を支援するサービスの提供を行います。	
①見舞いのための病院等 ②転院のための病院等 ③墓参りのための墓地等 ④嗜好品の買い物のための百貨店等 ⑤遠方の理美容院 ⑥観劇・コンサート・映画・美術館等の教養娛樂施設 ⑦敬老会等地域行事の会場 ⑧神社仏閣 ⑨喫茶店・飲食店 ⑩冠婚葬祭の会場 ⑪その他生活意欲向上を目的とした外出場所	

10 利用料等

利用料、必要経費、キャンセル料、割増率等については別途料金表のとおりとします。

11 ご利用にあたっての留意事項

当事業所では、金銭授受の取り扱いを以下のようにさせていただきます。ご不明な点がございましたら直ちに当事業所までご連絡下さい。

- (1) サービス提供上必要な場合（※）を除きまして、お客様の現金をお預かりすることはできませんのでご了承ください。
※ 本サービスにおける買い物代行サービス等を行うにあたって、小額の現金をお預かりするケースはございますが、その際には、お客様またはそのご家族等にその場で必ず金額等に関するご確認・ご了承をいただきます。
- (2) お客様の預金通帳・キャッシュカード・健康保険証・印鑑・その他有価証券等をお預かりすることはできませんのでご了承ください。
- (3) お客様の預金通帳・キャッシュカード・健康保険証・印鑑・その他有価証券等が保管されている場所はお聞きいたしません。
- (4) サービス提供のためにお客様の居宅において使用する水道、電気、ガス、電話等の費用はお客様の負担になります。
- (5) 訪問予定時間は、遅れることのないように注意しておりますが、公共交通機関の事故等、やむを得ない事情により前後する場合があります。その場合は、必ず電話にてご連絡致します。

12 介護保険サービスを併用される場合の留意事項

生活応援サービスは、介護保険対象のサービスではありませんので、介護保険の給付対象ではありません。従って、提供した生活応援サービスを介護保険対象のサービスに振り替えることは出来ません。

13 苦情相談窓口

ご利用者相談窓口室	窓口相談者 ご利用時間 ご利用方法 苦情箱	サービス提供責任者 月曜日～金曜日 8:30～17:30 (12月31日～1月3日を除く) 電話 052-303-0152 (代表) FAX052-303-0167 1階事務所前
-----------	--------------------------------	--

- (付記) この重要事項説明書は、平成24年07月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、平成26年04月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、平成27年04月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、平成30年04月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、令和01年06月21日より、適用されます。
この重要事項説明書は、令和05年08月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、令和06年04月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、令和06年07月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、令和07年10月01日より、適用されます。

生活応援サービス 利用料金等

派遣時間数 (派遣1名1回あたり)	利用料金	消費税込み
15分未満	500円	
15分以上 30分未満	1,000円	
30分以上 45分未満	1,500円	
45分以上 1時間未満	2,000円	
以降15分ごとに500円加算		

(2) 必要経費

サービス提供に要した交通費等の経費は全額お客様の負担となります。

(3) キャンセル料

区分	キャンセル料金
サービス利用日の前営業日の17時までのキャンセル	無料
サービス利用日の前営業日の17時以降～ サービス利用当日の訪問介護員到着前のキャンセル	1,000円
サービス利用日の前営業日の17時以降～ サービス利用当日の訪問介護員到着後のキャンセル	1,000円+交通費

(4) 下記時間帯のサービス提供は、上記利用料金以外に、次のとおり割り増しされます。

サービス提供時間帯	加算率
早朝（午前6時00分～午前8時00分）	25%
夜間（午後6時00分～午後10時00分）	25%

訪問介護ステーション南陽は、重要事項説明書に基づいて、生活応援サービスの内容及び重要事項の説明を行いました。

本書交付を証するため、本書を2通作成し、訪問介護ステーション南陽、お客様（またはその代理人）は、記名捺印の上、各1通づつを保管するものとします。

令和 年 月 日

事業所 所在地 名古屋市港区新茶屋一丁目1206番地1
事業者名 社会福祉法人 華陽会
当事業所 訪問介護ステーション南陽

説明者氏名 _____ (印)

私は、重要事項説明書に基づいて、生活応援サービスの内容及び重要事項の説明を受け、その説明を受けた内容について同意のうえ、交付を受けました。

令和 7 年 8 月 7 日

お客様 住所 名古屋市港区新茶屋一丁目1701番地
ケアハウス南陽4006号室

氏名 _____ (印)

代理人（お客様との続柄： ）

住所 _____

氏名 _____ (印)

重要事項説明書

(訪問介護サービス)

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 華陽会
法人所在地	〒455-0863 名古屋市港区新茶屋一丁目 1701 番地
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 岩田 竜司
電話番号	052-303-0152 (代表)

2 ご利用事業所

施設の名称	訪問介護ステーション南陽
施設の所在地	〒455-0863 名古屋市港区新茶屋一丁目 1206 番地の 1
管理者名	板倉 雅夫
電話番号	052-303-1734 (代表)
ファクシミリ番号	052-303-3323

3 ご利用事業所であわせて実施する事業（併設施設含む）

事業の種類			愛知県知事の事業者指定		利用定数	名古屋市基準該当サービス
			指定年月日	指定番号		
施設	特別養護老人ホーム	平成 12 年 4 月 1 日	2371100153	80 人	該当・非該当	
居宅	通所介護	通常規模	平成 12 年 3 月 28 日	2371100351	25 人	該当・非該当
		介護予防	平成 18 年 4 月 1 日			
		併設事業	平成 12 年 3 月 28 日			
	短期入所	介護予防	平成 18 年 4 月 1 日	2371100153	20 人	該当・非該当
		空床利用	平成 13 年 6 月 18 日		80 床	
		要介護者	平成 17 年 11 月 1 日		107 人	該当・非該当
	居宅介護支援事業所	介護予防	平成 18 年 4 月 1 日			
		要介護者	平成 24 年 7 月 1 日 (名古屋市長の事業者指定)	2371101656	120 人	該当・非該当
	訪問介護	介護予防	令和 5 年 8 月 1 日 (名古屋市長の事業者指定)	23A1100677		
		生活支援型	平成 25 年 8 月 1 日 (名古屋市長の事業者指定)	2311200576		
		居宅介護	令和 3 年 5 月 1 日 (名古屋市長の事業者指定)			
		重度訪問介護	令和 6 年 4 月 1 日 (名古屋市長の事業者指定)			
	訪問看護	居宅看護	令和 6 年 4 月 1 日 (名古屋市長の事業者指定)	2361190255		該当・非該当
	看護小規模多機能	居宅看護介護	令和 6 年 4 月 1 日 (名古屋市長の事業者指定)	2391100381	29 人	該当・非該当
	住宅型有料		令和 6 年 4 月 1 日		23 人	

ケアハウス			45人	
地域密着型 施設	小規模特別養護老人ホーム	平成23年4月1日 (名古屋市長の事業者指定)	2391100084	29人 該当・非該当
	介護付有料老人ホーム	平成23年4月1日 (名古屋市長の事業者指定)	2391100076	29人 該当・非該当

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的…居宅高齢者の生活の質の向上・介護予防

利用者の尊厳を保ちながら、在宅において安心・自立した日常生活を営むことが出来るよう、生活状況・心身の状態に合わせ個別援助計画に則った適切なサービス提供を行ないます。

また、併設の在宅サービスと連携することによって、住み慣れた地域での継続した生活が送れるようサポートいたします。

運営の方針…家庭介護への惜しみない支援と高齢者の「生きる意欲を引き出す」介護の実践

居宅サービス事業者の責務の一つは、介護サービス・介護予防サービスを提供することによってご家族もまた高齢者の方自身も在宅介護生活が継続できるよう支援することです。

もう一つは、利用される高齢者（お客様）が安心して支援・介護を受けられ、さらに「生きる意欲」の湧き上がる介護の実践が、「訪問介護ステーション南陽」の基本運営方針です。

5 事業実施地域

通常の事業の実施地域	名古屋市港区、名古屋市中川区、弥富市、海部郡飛島村、海部郡蟹江町
------------	----------------------------------

6 営業時間

営業日	月曜日～日曜日 ※ただし、次の場合は休業いたします。 ① 天災等により送迎が困難な場合や特別な理由が生じた場合 ② 12月31日～1月3日
営業時間	8:00～18:00

7 職員体制

従業者の職種	員数	区分				常勤 換算後 の人員	保有資格		
		常勤		非常勤					
		専従	兼務	専従	兼務				
管理者	1		1			1人	介護福祉士		
サービス提供責任者	3	2	1			3人	介護福祉士		
訪問介護員	8			8		3.6人	介護福祉士 初任者研修 ホームヘルパー2級		

8 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	勤務時間帯 (8:00～17:00・8:30～17:30・9:00～18:00・9:30～18:30) 常勤で勤務	月9休
サービス提供責任者	勤務時間帯 (8:00～17:00・8:30～17:30・9:00～18:00・9:30～18:30) 常勤で勤務	月9休
訪問介護員	勤務時間帯 (8:30～17:30) 非常勤で勤務	勤務表に準じる

9 訪問介護サービスの概要

(1) 法定給付サービス

サービス区分		内 容
身 体 介 護		
入浴介助	入浴の介助を行います。	
排泄介助	排泄の介助、オムツ交換を行います。	
食事介助	食事の介助を行います。	
更衣介助	更衣の介助を行います。	
体位交換	体位交換を行います。	
清拭	入浴が困難なお客様を対象として、清潔維持のために身体を拭きます。	
外出介助	外出の介助を行います。	
整容介助	見繕いを整える介助を行います。	
移動・移乗介助	移動や移乗の介助を行います。	
起床および就寝介助	起床の介助、就寝の介助を行います。	
服薬介助	服薬の介助を行います。	
自立支援の為の見守り援助	見守りや声かけを行います。	
生 活 援 助		
調理	お客様の食事の用意をします。	
洗濯	お客様の衣類等の洗濯をします。	
掃除	お客様の居室の掃除をします。	
買い物	お客様の生活必需品の買い物を行います。	
ベッドメイク	寝具の交換、布団干し等を行います。	
衣類の整理・被服の補修	衣類の整理や被服の補修を行います。	

(2) 法定給付外サービス

通常の事業の実施地域を超えた地点から居宅までの交通費	通常の事業の実施地域内にお住まいの方は無料です。それ以外にお住まいの方は、通常の事業の実施地域を超えた地点から居宅までの往復にかかる交通費をご負担いただきます。
----------------------------	--

10 利用料等

(1) 法定給付サービス

区 分	利 用 料
法定代理受領の場合	訪問介護にかかる介護報酬額の1割、2割、3割 (各種加算がある場合は、加算後の額の1割、2割、3割)
法定代理受領でない場合	訪問介護にかかる介護報酬額 (各種加算がある場合は、加算後の額)

※ 介護予防サービスの方に関しては、月単位のご利用料になるため、利用回数に関わらず、ご利用料は定額となります。

(2) 交通費

移動手段	ご負担いただく交通費	
公共交通機関	実費	*通常の事業の実施地域内にお住まいの方は無料です。 通常の事業の実施地域を超えた地点から居宅までの交通費をご負担いただきます。従業者によって移動手段が異なる場合があります。
自動車等	1キロあたり15円	

(3) キャンセル料

区分	キャンセル料金
サービス利用日の前営業日の17時までのご連絡	無料
サービス利用日の前営業日の17時以降のご連絡	やむを得ないを得ない場合を除き、1,000円

11 ご利用にあたっての留意事項

当事業所では、金銭授受の取り扱いを以下のようにさせていただきます。ご不明な点がございましたら直ちに当事業所までご連絡下さい。

- (1) サービス提供上必要な場合（※）を除きまして、お客様の現金をお預かりすることはできませんのでご了承ください。
※ 本サービスにおける買い物代行サービス等を行うにあたって、小額の現金をお預かりするケースはございますが、その際には、お客様またはそのご家族等にその場で必ず金額等に関するご確認・ご了承をいただきます。
- (2) お客様の預金通帳・キャッシュカード・健康保険証・印鑑・その他有価証券等をお預かりすることはできませんのでご了承ください。
- (3) お客様の預金通帳・キャッシュカード・健康保険証・印鑑・その他有価証券等が保管されている場所はお聞きいたしません。
- (4) サービス提供のためにお客様の居宅において使用する水道、電気、ガス、電話等の費用はお客様の負担になります。
- (5) 訪問予定時間は、遅れることのないように注意しておりますが、公共交通機関の事故等、やむを得ない事情により前後する場合があります。その場合は、必ず電話にてご連絡致します。

12 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

1. 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
2. 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
3. 事業所は、利用者の希望や必要に応じて成年後見制度の利用を支援します。
4. 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

13 緊急時等における対応方法

訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければなりません。

14 苦情申し立て先

当施設のご利用者相談窓口	窓口相談者 ご利用時間 ご利用方法 苦情箱 苦情申し立て先について 介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。 ① 名古屋市 健康福祉局 介護保険課 電話：052-972-3087 FAX：052-972-4147 ② 海部郡飛島村役場 民生部 保健福祉課 電話：0567-52-1001 FAX：0567-52-1009 ③ 海部郡蟹江町役場 福祉課 電話：0567-95-1111 FAX：0567-95-9188 ④ 愛知県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会 電話：052-202-0167 FAX：052-202-0168 ⑤ 第三者委員 福祉サービス苦情相談センター 電話：052-910-7976 FAX：052-910-7977 ⑥ 愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉室 電話：052-971-4165 FAX：052-962-8870
--------------	--

(付記) この重要事項説明書は、平成24年07月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、平成26年04月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、平成27年04月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、平成28年04月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、平成30年04月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、平成31年04月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、令和01年06月21日より、適用されます。
この重要事項説明書は、令和01年10月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、令和02年09月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、令和03年04月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、令和03年05月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、令和04年10月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、令和05年07月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、令和05年08月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、令和06年04月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、令和07年04月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、令和07年10月01日より、適用されます。

**訪問介護事業 訪問介護ステーション南陽
利用サービス 一覧表**

1. 本サービスにおける基本料金ならびに加算及びその該当条件は次のとおりです。(非課税となります)
なお、次表は介護保険法で定める通常時間帯(午前8時00分から午後6時00分)の場合です。次表の(a)は、介護保険法で定める本サービスの基本単位です。基本単位(a)に、当事業所の該当条件(b)および(c)を乗じ、当事業所の地域単価11,05円を乗じた金額から9割(8割)「7割」を引いた金額がお客様負担金となります。

① 身体介護

身体介護	(a)	(b)	(c)	お客様負担金
	基本単位	特定事業所加算	処遇改善加算Ⅲ	
20分未満	(167単位)	非該当	22.4%	226円 (452円) «678円»
20分以上～30分未満	(250単位)			338円 (676円) «1,014円»
30分以上～1時間未満	(396単位)			536円 (1,071円) «1,607円»
1時間以上～1時間30分未満	(579単位)			783円 (1,566円) «2,349円»
1時間30分以上30分を増す毎	(84単位) 追加			114円 (227円) «341円»

② 生活援助

生活援助	(a)	(b)	(c)	お客様負担金
	基本単位	特定事業所加算	処遇改善加算Ⅲ	
20分以上～45分未満	(183単位)	非該当	22.4%	248円 (495円) «743円»
45分以上	(225単位)			304円 (609円) «913円»

③ 身体介護 に引き続き生活援助を行った場合に、①の料金に追加される料金

	(a)	(b)	(c)	お客様負担金
身体介護に引き続き所要時間 20 分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行った場合	基本単位	特定事業所加算	処遇改善加算Ⅲ	
20 分以上～45 分未満	(67 単位)	非該当	22.4%	91 円 (181 円) «272 円»
45 分以上～70 分未満	(134 単位)			181 円 (362 円) «534 円»
70 分以上	(201 単位)			272 円 (544 円) «816 円»

- (1) 当事業所の該当条件（特定事業所加算、介護職員処遇改善加算等）については、厚生労働省が定める基準に適合している場合に基本単位に加算されます。
- (2) 通常時間帯以外の時間帯にサービスを提供する際は、上記基本料金以外に、次のとおり割り増しされます。

サービス提供時間帯	加算率
早朝（午前 6 時 00 分～午前 8 時 00 分）	25%
夜間（午後 6 時 00 分～午後 10 時 00 分）	25%
深夜（午後 10 時 00 分～午前 6 時 00 分）	50%

- (3) 上記の基本料金は、実際にサービスの提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画に定められた本サービスの提供に要する目安の時間を基準とします。
- (4) 2 名の訪問介護員によりサービスを提供する必要があると判断される場合には、お客様の同意を得た上で通常の利用料金の 2 倍の料金をいただきます。

2 本サービスにおけるその他の加算は次のとおりです。（非課税となります）次表の括弧内の単位 (d) に、当事業所の該当条件 (b) (c) を乗じ、当事業所の地域単価 11.05 円を乗じた金額から 9 割（8割）«7割»を引いた金額がお客様負担金となります。

	(d)	(b)	(c)	お客様負担金
	基準単位	特定事業所加算	処遇改善加算Ⅲ	
初回加算	(200 単位／月)	非該当	22.4%	271 円 (541 円) «812 円»
生活機能向上連携加算	(200 単位／月)			271 円 (541 円) «812 円»
緊急時訪問介護加算	(100 単位／回)			135 円 (271 円) «406 円»

- (1) 当事業所の該当条件（特定事業所加算、介護職員処遇改善加算等）については、厚生労働省が定める基準に適合している場合に基準単位に加算されます。
初回加算については、新規に訪問介護計画を作成したお客様に対して、初回もしくは初回の属する月の本サービス提供に関して、サービス提供責任者もしくはサービス提供責任者同行のもとサービス提供を行った場合に加算します。
- (2) 生活機能向上連携加算については、サービス提供責任者が訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、理学療法士等とします）による訪問リハビリテーションに同行し、理学療法士等と共同して行ったアセスメント結果に基づき訪問介護計画を作成し理学療法士等

と連携して訪問介護計画書に基づくサービス提供を行っている場合に加算します。（当該計画に基づく初回の訪問介護が行われた日から3ヶ月加算します）

- (3) 緊急時訪問介護加算については、お客様またはそのご家族等からの要請に基づき、当事業所のサービス提供責任者が指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し、当該介護支援専門員が必要と認めた場合に、当事業所のサービス提供責任者または訪問介護員等がお客様の居宅サービス計画において計画的に訪問することになっていない本サービスを緊急に行った場合に加算します。

3.本サービスにおける減算および該当条件は次のとおりです。（非課税となります）

① サービス提供責任者配置減算

当事業所が2級訪問介護員（平成25年4月以降は介護職員初任者研修修了者）のサービス提供責任者を配置している場合には、所定単位数の90%に相当する料金をお支払いいただきます。なお、経過措置に該当する場合にはこの限りではありません。

② 同一建物に対する減算

当事業所が別に厚生労働省が定める施設基準に該当し、当事業所の所在する同一建物に居住するお客様にサービス提供を行った場合には、所定単位数の90%に相当する料金をお支払いいただきます。

4.居宅サービス計画に位置付けられている法定給付サービスの利用料金に関しては、法定代理受領の場合、上記、「訪問介護事業 訪問介護ステーション南陽 利用サービス一覧表」に示す金額をお支払いいただきます。ただし、支給限度基準額を超えた分に關しましては、全額自己負担となります。

※ 介護保険被保険者であるお客様が、居宅サービス計画に基づき介護保険サービスを受けた場合、保険者がお客様に代わって利用料金（お客様負担分を除く）を直接事業者に支払うことを法定代理受領といいます。

5.当事業所は、緊急時に計画外のサービス提供をする場合があり、そのサービスが介護保険外のサービスにあたる時には、お客様より別途料金をいただくことがあります。

訪問介護ステーション南陽は、重要事項説明書に基づいて、訪問介護（介護予防訪問介護）のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

本書交付を証するため、本書を2通作成し、訪問介護ステーション南陽、お客様（またはその代理人）は、記名捺印の上、各1通づつを保管するものとします。

令和 年 月 日

事業所 所在地 名古屋市港区新茶屋一丁目1206番地の1
事業者名 社会福祉法人 華陽会
当事業所 訪問介護ステーション南陽

説明者氏名 _____ (印)

私は、重要事項説明書に基づいて、訪問介護（介護予防訪問介護）のサービス内容及び重要事項の説明を受け、その説明を受けた内容について同意のうえ、交付を受けました。

令和 年 月 日

お客様 住所 名古屋市港区西茶屋四丁目34番地

氏名 _____ (印)

代理人（お客様との続柄： ）

住所 _____

氏名 _____ (印)

重要事項説明書

(予防専門型・生活支援型サービス事業)

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 <small>かふくじん</small> 華陽会
法人所在地	〒455-0863 名古屋市港区新茶屋一丁目 1701 番地
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 岩田 竜司
電話番号	052-303-0152 (代表)

2 ご利用事業所

施設の名称	訪問介護ステーション南陽
施設の所在地	〒455-0863 名古屋市港区新茶屋一丁目 1701 番地
管理者名	板倉 雅夫
電話番号	052-303-1734 (代表)
ファクシミリ番号	052-303-3323

3 ご利用事業所であわせて実施する事業（併設施設含む）

事業の種類		愛知県知事の事業者指定		利用定数	名古屋市基準 該当サービス	
		指定年月日	指定番号			
施設	特別養護老人ホーム	平成 12 年 4 月 1 日	2371100153	80 人	該当・非該当	
居宅	通所介護	通常規模	平成 12 年 3 月 28 日	2371100351	該当・非該当	
		介護予防	平成 18 年 4 月 1 日			
	短期入所	併設事業	平成 12 年 3 月 28 日	2371100153	該当・非該当	
		介護予防	平成 18 年 4 月 1 日			
		空床利用	平成 13 年 6 月 18 日			
	居宅介護 支援事業所	要介護者	平成 17 年 11 月 1 日	2371100930	該当・非該当	
		介護予防	平成 18 年 4 月 1 日			
	訪問介護	要介護者	平成 24 年 7 月 1 日 (名古屋市長の事業者指定)	2371101656	該当・非該当	
		介護予防	令和 5 年 8 月 1 日 (名古屋市長の事業者指定)			
		生活支援型	平成 25 年 8 月 1 日 (名古屋市長の事業者指定)	23A1100677		
		居宅介護	令和 3 年 5 月 1 日 (名古屋市長の事業者指定)	2311200576		
		重度訪問介護	令和 6 年 4 月 1 日 (名古屋市長の事業者指定)			
	訪問看護	同行援護	令和 6 年 4 月 1 日 (名古屋市長の事業者指定)	2361190255	該当・非該当	
	看護小規模多機能		令和 6 年 4 月 1 日 (名古屋市長の事業者指定)	2391100381	該当・非該当	
	住宅型有料		令和 6 年 4 月 1 日		23 人	

ケ ア ハ ウ ス			45 人	
地域密着型 施設	小規模特別養護老人ホーム	平成 23 年 04 月 01 日 (名古屋市長の事業者指定)	2391100084	29 人 該当・非該当
	介護付有料老人ホーム	平成 23 年 04 月 01 日 (名古屋市長の事業者指定)	2391100076	29 人 該当・非該当

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的…生活機能の維持向上を図ります。

利用者の尊厳を保ちながら、在宅において自立した日常生活を営むことが出来るよう、生活状況・心身の状態に合わせ個別援助計画に則った適切な訪問サービスを提供します。

また、併設の在宅サービス事業所と連携しながら、住み慣れた地域での継続した生活が送れるようサポートいたします。

運営の方針…住み慣れた地域で生活し続けられるよう、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

事業の実施に当たっては、関係市区町村、介護予防支援事業者、地域の保健医療サービス又は福祉サービスの提供者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供、他職種協働・連携による地域の包括支援に努めながら、利用者の要支援状態の軽減・悪化の防止、若しくは要介護状態への予防のために適切なサービスを提供するよう努めます。

5 事業実施地域

通常の事業の実施地域	名古屋市港区、名古屋市中川区、弥富市、海部郡飛島村、海部郡蟹江町
------------	----------------------------------

6 営業時間

営業日	月曜日～日曜日 ※ただし、次の場合は休業いたします。 ① 天災等により送迎が困難な場合や特別な理由が生じた場合 ② 12月31日～1月3日
営業時間	8:00～18:00

7 職員体制

従業者の職種	員数	区分				常勤換算後の人員	保有資格		
		常勤		非常勤					
		専従	兼務	専従	兼務				
管理者	1		1			1 人			
サービス提供責任者	3	2	1			3 人	介護福祉士		
訪問介護員	8			8		3.6 人	介護福祉士 初任者研修 ホームヘルパー2級		

8 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	勤務時間帯 (8:00～17:00・8:30～17:30・9:00～18:00・9:30～18:30) 常勤で勤務	月9休
サービス提供責任者	勤務時間帯 (8:00～17:00・8:30～17:30・9:00～18:00・9:30～18:30) 常勤で勤務	月9休
訪問介護員	勤務時間帯 (8:30～17:30) 非常勤 13 名	勤務表に準じる

9 訪問介護サービスの概要

(1) 法定給付サービス

サービス区分		内 容
身 体 介 護		
入浴介助	入浴の介助を行います。	
排泄介助	排泄の介助、オムツ交換を行います。	
食事介助	食事の介助を行います。	
更衣介助	更衣の介助を行います。	
体位交換	体位交換を行います。	
清拭	入浴が困難なお客様を対象として、清潔維持のために身体を拭きます。	
外出介助	外出の介助を行います。	
整容介助	見繕いを整える介助を行います。	
移動・移乗介助	移動や移乗の介助を行います。	
起床および就寝介助	起床の介助、就寝の介助を行います。	
服薬介助	服薬の介助を行います。	
自立支援の為の見守り援助	見守りや声かけを行います。	
生 活 援 助		
調理	お客様の食事の用意をします。	*サービスはお客様を対象としたものに限られ、生活援助の場合、お客様以外の方の食事の調理、衣類等の洗濯、買い物、お客様の居室以外の掃除はできません。 *調理の中でも、刻み食やミキサー食、及び糖尿病食等の特別食（医療食、治療食特段の専門的配慮をもって行う調理）は、介護保険のサービス区分上、身体介護として取り扱われる場合があります。
洗濯	お客様の衣類等の洗濯をします。	
掃除	お客様の居室の掃除をします。	
買い物	お客様の生活必需品の買い物を行います。	
ベッドメイク	寝具の交換、布団干し等を行います。	
衣類の整理・被服の補修	衣類の整理や被服の補修を行います。	

(2) 法定給付外サービス

通常の事業の実施地域を超えた地点から居宅までの交通費	通常の事業の実施地域内にお住まいの方は無料です。それ以外にお住まいの方は、通常の事業の実施地域を超えた地点から居宅までの往復にかかる交通費をご負担いただきます。
----------------------------	--

10 利用料等

(1) 法定給付サービス

区 分	利 用 料
法定代理受領の場合	介護予防訪問介護にかかる介護報酬額の1割・2割・3割 (各種加算がある場合は、加算後の額の1割・2割・3割)
法定代理受領でない場合	介護予防訪問介護にかかる介護報酬額 (各種加算がある場合は、加算後の額)

※ 訪問サービスの方に関しては、月単位のご利用料になるため、利用回数に関わらず、ご利用料は定額となります。

(2) 交通費

移動手段	ご負担いただく交通費	
公共交通機関	実費	*通常の事業の実施地域内にお住まいの方は無料です。 通常の事業の実施地域を超えた地点から居宅までの交通費をご負担いただきます。従業者によって移動手段が異なる場合があります。
自動車等	1キロあたり15円	

(3) キャンセル料

区分	キャンセル料金
サービス利用日の前営業日の17時までのご連絡	無料
サービス利用日の前営業日の17時以降のご連絡	やむを得ない場合を除き、一律1,000円

11 ご利用にあたっての留意事項

当事業所では、金銭授受の取り扱いを以下のようにさせていただきます。ご不明な点がございましたら直ちに当事業所までご連絡下さい。

- (1) サービス提供上必要な場合(※)を除きまして、お客様の現金をお預かりすることはできかねますのでご了承ください。
※ 本サービスにおける買い物代行サービス等を行うにあたって、小額の現金をお預かりするケースはございますが、その際には、お客様またはそのご家族等にその場で必ず金額等に関するご確認・ご了承をいただきます。
- (2) お客様の預金通帳・キャッシュカード・健康保険証・印鑑・その他有価証券等をお預かりすることはできかねますのでご了承ください。
- (3) お客様の預金通帳・キャッシュカード・健康保険証・印鑑・その他有価証券等が保管されている場所はお聞きいたしません。
- (4) サービス提供のためにお客様の居宅において使用する水道、電気、ガス、電話等の費用はお客様の負担になります。
- (5) 訪問予定時間は、遅れることのないように注意しておりますが、公共交通機関の事故等、やむを得ない事情により前後する場合があります。その場合は、必ず電話にてご連絡致します。

12 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (3) 事業所は、利用者の希望や必要に応じて成年後見制度の利用を支援する。
- (4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

13 緊急時等における対応方法

訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

14 苦情申し立て先

当事業所のご利用者相談窓口	<p>窓口相談者 サービス提供責任者 苦情解決責任者 管理者 ご利用時間 月曜日～金曜日 8:30～17:30 (12月31日～1月3日を除く) ご利用方法 電話 052-303-0152 (代表) FAX052-303-0167 苦情箱 1階事務所前 苦情申し立て先について 介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。</p> <p>① 名古屋市 健康福祉局 介護保険課 電話：052-972-3087 FAX：052-972-4147 ② 海部郡飛島村役場 民生部 保健福祉課 電話：0567-52-1001 FAX：0567-52-1009 ③ 海部郡蟹江町役場 福祉課 電話：0567-95-1111 FAX：0567-95-9188 ④ 愛知県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会 電話：052-202-0167 FAX：052-202-0168 ⑤ 第三者委員 福祉サービス苦情相談センター 電話：052-910-7976 FAX：052-910-7977 ⑥ 愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉室 電話：052-971-4165 FAX：052-962-8870</p>
---------------	---

(付記) この重要事項説明書は、平成28年06月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、平成30年06月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、平成31年04月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、令和01年06月21日より、適用されます。
この重要事項説明書は、令和02年09月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、令和03年04月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、令和03年05月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、令和04年10月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、令和05年07月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、令和05年08月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、令和06年04月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、令和06年07月01日より、適用されます。
この重要事項説明書は、令和07年10月01日より、適用されます。

**訪問サービス（予防専門型）事業 訪問介護ステーション南陽
利用サービス一覧表**

1. 本サービスにおける基本料金ならびに加算及びその該当条件は次のとおりです。（非課税となります）次表の（a）は、介護保険法で定める本サービスの基本単位です。基本単位（a）に、当事業所の該当条件（b）を乗じ、当事業所の地域単価 11.05 円を乗じた金額から 9 割（8割）『7割』を引いた金額がお客様負担金となります。

	(a) 基本単位	(b) 処遇改善加算Ⅱ	お客様負担金
(I) 週1回程度の利用 が必要な場合	(1,176 単位／月)		1,591 円 (3,181 円) 『4,772 円』
(II) 週2回程度の利用 が必要な場合	(2,349 単位／月)	22.4%	3,177 円 (6,354 円) 『9,531 円』
(III) 上記（II）に掲げ る回数を超える利 用が必要な場合	(3,727 単位／月)		5,041 円 (10,082 円) 『15,123 円』

- (1) 上記の基本料金は、実際にサービスを提供した回数ではなく、介護予防サービス計画に定められた本サービスの提供に要する目安の回数を基準とします。
 (2) 上表の（III）の利用が必要となる方は要支援 2 の方に限ります。

2. 本サービスにおけるその他の加算は次のとおりです。（非課税となります）次表の括弧内の単位（d）に、当事業所の該当条件（b）を乗じ、当事業所の地域単価 11.05 円を乗じた金額から 9 割（8割）『7割』を引いた金額がお客様負担金となります。

	(d) 基準単位	(b) 処遇改善加算Ⅱ	お客様負担金
初回加算	(200 単位／月)		271 円 (541 円) 『812 円』
生活機能向上連携 加算	(200 単位／月)	22.4%	271 円 (541 円) 『812 円』

- (1) 当事業所の該当条件（介護職員処遇改善加算等）については、厚生労働省が定める基準に適合している場合に基準単位に加算されます。
 (2) 初回加算については、新規に訪問サービス計画を作成したお客様に対して、初回もしくは初回の属する月の本サービス提供に関して、サービス提供責任者もしくはサービス提供責任者同行のもとサービス提供を行った場合に加算します。
 (3) 生活機能向上連携加算については、サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、理学療法士等とします）による訪問リハビリテーションに同行し、理学療法士等と共同して行ったアセスメント結果に基づき介護予防訪問介護計画を作成し、理学療法士等と連携して介護予防訪問介護計画書に基づくサービス提供を行っている場合に加算します。（当該計画に基づく初回の介護予防訪問介護が行われた日から3ヶ月加算します）

3. 本サービスにおける減算および該当条件は次のとおりです。(非課税となります)

(1) サービス提供責任者配置減算

当事業所が2級訪問介護員(平成25年4月以降は介護職員初任者研修修了者)のサービス提供責任者を配置している場合には、所定単位数の90%に相当する料金をお支払いいただきます。なお、経過措置に該当する場合にはこの限りではありません。

(2) 同一建物に対する減算

当事業所が別に厚生労働省が定める施設基準に該当し、当事業所の所在する同一建物に居住するお客様にサービス提供を行った場合には、所定単位数の90%に相当する料金をお支払いいただきます。

4. 訪問サービス計画に位置付けられている法定給付サービスの利用料金に関しては、法定代理受領の場合、上記、「訪問サービス(予防専門型)事業 訪問介護ステーション南陽 利用サービス一覧表」に示す金額をお支払いいただきます。ただし、支給限度基準額を超えた分に関しましては、全額自己負担となります。

※ 介護保険被保険者であるお客様が、訪問サービス計画に基づき介護保険サービスを受けた場合、保険者がお客様に代わって利用料金(お客様負担分を除く)を直接事業者に支払うことを法定代理受領といいます。

5. 当事業所は、緊急時に計画外のサービス提供をする場合があり、そのサービスが介護保険外のサービスにあたる時には、お客様より別途料金をいただくことがあります。

**訪問サービス（生活支援型）事業 訪問介護ステーション南陽
利用サービス 一覧表**

2. 本サービスにおける基本料金ならびに加算及びその該当条件は次のとおりです。（非課税となります）
次表の（a）は、介護保険法で定める本サービスの基本単位です。基本単位（a）に、当事業所の該当条件（b）を乗じ、当事業所の地域単価 11,05 円を乗じた金額から 9 割（8割）«7割»を引いた金額がお客様負担金となります。

	(a) 基本単位	(b) 介護職員 処遇改善加算 I	(c) 介護職員等 特定処遇改善 加算 II	(d) 介護職員等ベ ースアップ等 支援加算	お客様負担金
（I） 週 1 回程度の利用 が必要な場合	（972 単位／ 月）				1,074 円 (2,148 円) «3,222 円»
（II） 週 2 回程度の利用 が必要な場合	（1,944 単位 ／月）				2,149 円 (4,297 円) «6,445 円»
（III） 上記（II）に掲げ る回数を超える利 用が必要な場合	（2,916 単位 ／月）				3,223 円 (6,445 円) «9,667 円»

- （1） 上記の基本料金は、実際にサービスを提供した回数ではなく、介護予防サービス計画に定められた本サービスの提供に要する目安の回数を基準とします。
 （2） 上表の（III）の利用が必要となる方は要支援 2 の方に限ります。

3. 本サービスにおける減算および該当条件は次のとおりです。（非課税となります）

（1） サービス提供責任者配置減算

当事業所が 2 級訪問介護員（平成 25 年 4 月以降は介護職員初任者研修修了者）のサービス提供責任者を配置している場合には、所定単位数の 90% に相当する料金をお支払いいただきます。なお、経過措置に該当する場合にはこの限りではありません。

（2） 同一建物に対する減算

当事業所が別に厚生労働省が定める施設基準に該当し、当事業所の所在する同一建物に居住するお客様にサービス提供を行った場合には、所定単位数の 90% に相当する料金をお支払いいただきます。

4. 訪問サービス計画に位置付けられている法定給付サービスの利用料金に関しては、法定代理受領の場合、上記、「訪問サービス（生活支援型）事業 訪問介護ステーション南陽 利用サービス一覧表」に示す金額をお支払いいただきます。ただし、支給限度基準額を超えた分に関しましては、全額自己負担となります。

※ 介護保険被保険者であるお客様が、訪問サービス計画に基づき介護保険サービスを受けた場合、保険者がお客様に代わって利用料金（お客様負担分を除く）を直接事業者に支払うことを法定代理受領といいます。

5. 当事業所は、緊急時に計画外のサービス提供をする場合があり、そのサービスが介護保険外のサービスにあたる時には、お客様より別途料金をいただくことがあります。

訪問介護ステーション南陽は、重要事項説明書に基づいて、訪問サービス（予防専門型・生活支援型）のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

本書交付を証するため、本書を2通作成し、訪問介護ステーション南陽、お客様（またはその代理人）は、記名捺印の上、各1通づつを保管するものとします。

令和 年 月 日

事業所 所在地 名古屋市港区新茶屋一丁目 1206 番地 1
事業者名 社会福祉法人 華陽会
当事業所 訪問介護ステーション南陽

説明者氏名 _____ (印)

私は、重要事項説明書に基づいて、訪問サービス（予防専門型・生活支援型）のサービス内容及び重要事項の説明を受け、その説明を受けた内容について同意のうえ、交付を受けました。

令和 年 月 日

お客様 住所 _____

氏名 _____ (印)

代理人（お客様との続柄： ）

住所 _____

氏名 _____ (印)